## 中日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領

(目的)

第1条 中日本高速道路株式会社事業評価監視委員会(以下「委員会」という。) の運営に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

## (委員会の開催)

- 第2条 委員会は、原則として次に掲げる場合に開催するものとし、委員長が 招集する。
  - 一 再評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針(原案)について 審議を行う場合
  - 二 事後評価を実施する事業に関し、会社が作成した対応方針(案)について 審議を行う場合
  - 三 同種事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直しの必要性について審議 を行う場合
  - 四 その他委員長が必要と認める場合
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

## (議事)

- 第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同 数のときは、委員長が決するものとする。

## (審議過程の透明性の確保)

- 第4条 委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員会の開催に ついては、あらかじめ公表するものとする。
- 2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、個人情報等を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、委 員会に諮り、非公開とすることができる。
- 3 委員会における審議内容は、その議事録を作成し、公表するものとする。
- 4 委員会に提出された資料は、前項の議事録とあわせて公表するものとする。 ただし、公表することが適切でないと委員会が判断したものについては、これを公表しないものとする。
- 5 前2項の公表は、委員会の会議終了後速やかに行うものとする。ただし、

委員会が継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公表するものとする。

(専門家の意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し 必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

本要領は、平成19年 3月 8日から施行する。